

## 「サステナビリティ・リンク・ローンに期待される事項」のチェックリスト

※以下は、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン2022年版」第3章第2節において「しなければならない」「べきである」「望ましい」と表記した項目の一覧表である。

内容	記載場所	べきである/ 望ましい	✓
✓ 借り手は、KPIの選択理由とSPT達成に向けた動機・意欲を貸し手に明確に伝えるべきである	第2節前文	べきである	
✓ 借り手は、KPIの選択理由とSPT達成に向けた動機・意欲を持続可能性に関する包括的な目標、戦略、政策等（中期経営計画、サステナビリティに関する包括的な戦略等）の文脈の中に位置づけることが望ましい。	前文	望ましい	
✓ 借り手は、SPTsが準拠しようとする基準又は認証がある場合はそれを開示することが望ましい。	前文	望ましい	
<b>1. KPIの選定</b>			
✓ KPIは借り手の中核となるサステナビリティ及び事業戦略、自社の属するセクターの関連する環境、社会、及びガバナンスの課題にとって重要（マテリアル）であるべきであり、経営陣のもとで管理されるべきである。	1-②	べきである	
✓ KPIの選定に当たっては以下の事項を満たすべきである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 借り手のビジネス全体にとって関連性があり、中核的かつ重要（マテリアル）であり、借り手の現在や将来の事業運営にとって高い戦略的意義を有すること</li> <li>・ 一貫した方法論に基づく測定又は定量化が可能であること</li> <li>・ ベンチマークが可能であること、つまり、SPTsの野心性を評価するために、外部指標や定義を可能な限り活用すること</li> </ul>	1-③	べきである	
✓ 借り手は、KPIの適用範囲と共にその明確な定義を提示し、算出手法、ベースラインの定義を明らかにするほか、可能な場合は業界標準と照らし合わせてKPIをベンチマークするべきである。	1-④	べきである	

内容	記載場所	べきである/ 望ましい	✓
<b>2. SPTsの設定と発行体のサステナビリティの改善度合いの測定</b>			
✓ SPTsは真摯かつ誠実に設定されなければならない、ローンの期間中を通じて（当てはまる限りにおいては）関連性があるものであるべきである。	2-①	べきである	
<p>✓ SPTs は野心的であるべきである。すなわち、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ それぞれの KPI における重要な改善を表し、「BAU : Business as Usual（当該プロジェクトを実施しない場合、もしくは成り行きの場合）」の軌跡を超えるものであるべきである。</li> <li>・ 可能な場合においては、ベンチマークや外部参照値と比較可能であるべきである。</li> <li>・ 借り手の全体的なサステナビリティ/ESG 戦略と整合しているべきである。</li> <li>・ ローン開始前又は開始時にあらかじめ定められた時間軸に基づいて決定されるべきである。</li> </ul>	2-②	べきである	
<p>✓ 実際の目標設定の作業は、以下の観点の組み合わせによってベンチマークするべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 借り手自身の長期的パフォーマンス（選択した KPI に関する測定実績（可能な場合は、最低 3 年間）。また、可能な限り、KPI に関する将来的な予測情報。）</li> <li>・ 同業他社等の比較対象（入手可能かつ比較可能な場合は、同業他社のパフォーマンスに対する SPTs の相対的位置付け、又は現行の業界やセクターの水準と比較した相対的位置付け）</li> <li>・ 科学的根拠（科学に基づくシナリオや絶対的な基準、国・地域・国際的な公式目標、認定された BAT(Best Available Technology)、その他の ESG テーマに関係する関連指標 )</li> </ul>	2-③	べきである	

内容	記載場所	べきである/ 望ましい	✓
<b>2. SPTsの設定と発行体のサステナビリティの改善度合いの測定</b>			
<p>✓ SPTs の目標設定に関する情報開示では、以下について明確に言及するべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ SPTs 達成のタイムライン（目標達成状況を確認する日付・期間、トリガーとなる事象、SPTs のレビュー頻度が含まれる）。</li> <li>・ 該当する場合、KPI の改善を示すために選定された検証済みのベースラインや科学に基づく基準点、ならびに当該ベースラインや基準点を利用する根拠（日付・期間を含む）。</li> <li>・ 該当する場合、どのような状況においてベースラインの再計算や形式的な調整が行われるか。</li> <li>・ 可能な場合は、競争上の検討事項や守秘義務に配慮した上で、借手がどのように SPTs を達成するつもりか、例えば、そのサステナビリティ／ESG 戦略の説明や ESG ガバナンスと投資、事業戦略の支援を通じて等、SPTs 達成に向けてパフォーマンスを向上させると予想される主要な手段・行動の種類と予想されるそれぞれの貢献を可能な限り定量的に示すこと。</li> <li>・ SPTs の達成に影響を及ぼしかねない、発行体の直接的なコントロールの及ばない他の重要な要因。</li> </ul>	2-⑤	べきである	
<p>✓ KPIやSPTsは、借手のサステナビリティに係るパフォーマンスを測定するため、取引ごとに、借手と貸し手の間で交渉し、適切なものを設定するべきである。</p>	2-⑥	べきである	
<p>✓ KPIとSPTsは客観性が重要であり、その内容の適切性について、借手は第三者のレビューを求めることが望ましい</p>	2-⑧	望ましい	
<p>✓ 外部レビュー機関は契約前のレビューにおいて、選定されたKPIの妥当性、頑健性及び信頼性、提示されたSPTsの根拠及び野心度、選定されたベンチマークとベースラインの妥当性と信頼性、ならびに該当する場合はシナリオ分析に基づく達成に向けた戦略の信頼性を評価すべきである。</p>	2-⑨	べきである	
<p>✓ 契約後のレビューにおいては、周辺環境、KPIの方法論、SPTsの測定に重大な変更があった場合、借手は、外部機関にその変更について評価を依頼することが望ましい。</p>	2-⑩	望ましい	

内容	記載場所	べきである/ 望ましい	✓
<b>2. SPTsの設定と発行体のサステナビリティの改善度合いの測定</b>			
<p>✓ 借り手は、第三者のレビューを取得しない場合、借り手は、SPTs の内容を検証するために、内部の専門的知識を示す又は開発することが強く推奨され、内部レビューを行うための専門性（関連する内部プロセスやスタッフの専門性を含める）を文書化することが望ましい。また、作成された文書は、貸し手に提供されることが望ましい</p>	2 - ⑫	望ましい	
<p>✓ 借り手がサステナビリティ・リンク・ローンを受けたことを主張・標榜し社会からの支持を得るためには、サステナビリティに関する透明性を確保することが必要であり、サステナビリティ・リンク・ローンの自己評価の結果について、ウェブサイト等を通じて一般に開示することが望ましい。</p>	2 - ⑭	望ましい	
<b>4. レポーティング</b>			
<p>✓ 借り手は、可能な場合には、貸し手がSPTs のパフォーマンスをモニタリングし、SPTs が野心的で借り手のビジネスに対し妥当性がある状態に変わりはなにか判断するため、外部機関によるESG格付等のSPTsの達成状況に関する最新情報を入手できるよう、少なくとも1年に1回以上、貸し手に報告するべきである。</p>	4 - ①	べきである	
<p>✓ 借り手として、サステナビリティ・リンク・ローンによる資金調達であることを主張・標榜し、社会からの支持を得るためには、透明性を確保することが必要である。このため、借り手は、サステナビリティ・リンク・ローンであることを表明する場合には、第三者が達成状況を判別できるよう、SPTsに関する情報を一般に開示すべきである。</p>	4 - ②	べきである	

内容	記載場所	べきである/ 望ましい	✓
<b>5. 検証</b>			
<b>外部機関による検証</b>			
✓ 借り手は、各 KPI の SPTs に対するパフォーマンスレベルについて、独立した外部機関による検証を少なくとも年 1 回以上受けなければならない。	5 - ①	しなければならない	
✓ 借り手が外部機関による検証を受けた場合には、結果に係る文書等について、貸し手に報告するべきである。	5 - ④	べきである	
✓ 適切な場合には、外部機関によるSPTsのパフォーマンスの検証結果について、ウェブサイト等を通じて一般に開示することが望ましい。	5 - ④	望ましい	